公益社団法人福山観光コンベンション協会

感染症予防対策支援助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、福山市内において、大会・学会・会議・スポーツ大会・展示見本市及びイベント等の催し（以下「コンベンション」という。)を開催する者が、新型コロナウイルス感染症等予防のために支出した経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することにより、コンベンションの開催を支援することを目的とする。

（助成対象者）

第２条　助成金の交付を受ける者は、「（公社）福山観光コンベンション協会コンベンション助成金交付要綱」に基づくコンベンション開催助成金の交付決定の対象となる者とする。

２　前項の規定にかかわらず、（公社）福山観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

（助成金の対象経費）

第３条　助成金の対象となる経費は、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止のために必要となる経費で、別表に定めるものとする。

（助成金の額）

第４条　助成金の交付額は、助成対象経費の実支出額とし10万円を上限とする。

（交付申請及び請求）

第５条　助成金の交付を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、感染症予防対策支援助成金交付申請書兼請求書（別記様式第11号）をコンベンション終了後、1カ月以内に会長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第６条　会長は、前条の助成金の交付申請及び請求があったときは、当該資料を審査し、適当と認めた場合は、交付する助成金の額を確定し、感染症予防対策支援助成金交交付確定通知書（様式第〇号）により主催者に通知し、主催者に助成金を交付するものとする。

（助成金の交付取消及び返還請求）

第７条　会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、助成金の交付を取り消すものとする。この場合において、主催者は、既に交付された助成金を返還しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、２０２２年４月１日から施行する。

この要綱は、２０２４年１月１日から施行する。